

浜松市モザイ関係資材等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松モザイカルチャー世界博2009関係資材等(以下「モザイ関係資材等」という。)を有効活用するとともに、浜松市のPRや市民へのサービス向上を図るため、モザイ関係資材等の貸出に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) モザイ関係資材等 浜松市緑政課が管理するモザイ着ぐるみ、写真データ、映像テープ及びデータのうち、市長が貸出を認めたものとし、別表のとおりとする。
- (2) 発行物 貸し出した写真データ等を利用して発行された印刷物及び映像作品等
- (3) 依頼者 発行物の作成を企画・発注した者

(貸出の基準)

第3条 モザイ関係資材等を営利目的に使用してはならない。ただし、営利目的であっても旅行雑誌等への掲載等により浜松市のPRにつながるものとして、市長が認めたときは、この限りでない。

(貸出の申請)

第4条 モザイ関係資材等を使用しようとする者は、モザイ関係資材等貸出申請書(第1号様式)に必要事項を記入して市長へ提出しなければならない。なお、発行物への掲載を目的として使用する場合には、当該発行物に係る企画書等の内容のわかるものを当該申請書に添えて提出しなければならない。

(モザイ関係資材等の貸出期間等)

第5条 モザイ関係資材等を貸出する期間は、貸出日から起算して2週間以内とする。

- 2 前項に規定する期間を超えて、モザイ関係資材等を使用しようとする者は、その旨を市長に連絡し、指示を受けなければならない。
- 3 貸出にかかるデータの保存媒体や送付費用については、依頼者の負担とする。
- 4 貸出期間満了後、速やかにモザイ関係資材等を返却するものとする。

なお、貸出を受けたモザイ関係資材等に損傷等を与えた場合には、その対応について別途協議するものとする。

(転用及び提供の禁止)

第 6 条 貸出を受けたモザイ関係資材等については、目的外に使用し、又は第三者に転貸してはならない。

2 キャラクターデザイン及び着ぐるみについては、デザインの加工や服等への装飾を施してはならない。

(貸出できないモザイ関係資材等)

第 7 条 次に掲げるものについては、貸出を行わないものとする。

(1) 人物等 (市長、議長等公人として判断されるものは除く。) の肖像権を侵すおそれがあると市長が認めるもの

(2) その他市長が貸し出すべきではないと認めるもの

(発行物への標記)

第 8 条 依頼者は、浜松市が作成するもの以外については、発行物において使用したモザイ関係資材等に「浜松市提供」等の文字を標記するものとする。

2 依頼者は、使用したモザイ関係資材等が掲載されている発行物又は当該発行物を複写したものを発行物完成後速やかに、市へ提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 21 日から施行する。

別表（第2条（1）関係）

モザイ関係資材等は、下記のとおりとする。

資 材 名	数 量	備 考
モザイ着ぐるみ	1式	
写真データ	1式	
キャラクターデータ	1式	
動画データ	1式	

第1号様式

平成 年 月 日

(あて先)
浜松市長

課 名
所 属 長
(担当者)

TEL -

モザイ関係資材等貸出申請書

モザイ関係資材等を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

貸出資材名	
使用方法	
貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他	

使用する事業等の内容(日時、場所、参加者等)のわかる資料(チラシ等)を添付してください。

平成 年 月 日

様

浜松市長

モザイ関係資材等貸出許可通知書

平成 年 月 日付けで申請のありましたモザイ関係資材等の貸出については、
下記のとおり許可します。

なお、浜松市モザイ関係資材等貸出要綱を遵守してください。

記

貸出資材名	
使用方法	
貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
その他	

公園緑地部 緑政課 花と緑のまち推進G ()

電話 457 - 2565 FAX 457 - 2557